健康科学大学公的研究費等に関する内部監査規程

「平成28年4月1日¬ └学 長 制 定」

(趣旨)

第1条 この規程は、健康科学大学公的研究費等取扱規程第11条に基づき健康科学大学 (以下「本学」という。)における公的研究費等の会計管理等に関する内部監査の実施に ついて、必要な事項を定めるものとする。

(監査の対象者)

第2条 監査の対象者は、公的研究費等の交付を受けた教員及びその公的研究費等に関係 する事務局職員とする。

(内部監査部門及び監査担当者)

- 第3条 公的研究費等に係る内部監査を実施する組織として、健康科学大学公的研究費等 取扱規程に定める最高管理責任者である学長の直轄的な組織として内部監査部門を設置 する。
- 2 内部監査部門の責任者は、健康科学大学公的研究費等取扱規程に定める統括管理責任 者である副学長とする。
- 3 監査を担当する者は、専門的能力を有する者とし、次に掲げる者を選出するものとする。
 - (1) 経理事務担当から1名
 - (2) 公的研究費等応募事務担当から1名
 - (3) その他監査責任者が必要と認める者を任命することができるものとする。

(監査担当者の権限)

- 第4条 監査は、監査対象者に対し、監査実施上必要な書類の提出及び説明を求めること ができる。
- 2 監査は、必要に応じて本学に所属していない当該監査の関係者に内容の照会又は事実 確認を要求することができる。

(監査対象者の協力義務)

第5条 監査対象者は、監査が効果的かつ円滑に実施できるよう積極的に協力しなければ ならない。

(監査実施の通知)

第6条 監査責任者は、監査の実施に当たり、あらかじめ実施日時を監査対象者に通知するものとする。ただし、緊急または必要と判断する場合は事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査の種類)

第7条 監査は、通常監査・特別監査・リスクアプローチ監査を行うものとし、手順等の 詳細については、健康科学大学公的研究費等に関する内部監査マニュアルに定める。 (モニタリングの検証)

- 第8条 監査責任者は、本学のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かに ついて、検証を行わなければならない。
- 2 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備 されているか等のチェックを一定数行うこととし、また、公的研究費等の管理体制の不 備の検証も行う。

(内部監査部門による不正発生要因の分析)

- 第9条 内部監査部門は公的研究費の運営及び管理に関し、本学の実態に即した不正発生 要因を分析しなければならない。
- 2 内部監査部門は、前項により把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、 随時見直し、効率化・適正化を図らなければならない。

(監査結果の説明等)

第10条 監査責任者は、監査の終了後、その結果を文書により監査対象者に通知し、監査対象者から当該文書について意見が述べられたときは、十分にこれを参酌し、監査報告書の作成に資するものとする。

(監査報告)

第11条 監査責任者は、内部監査終了後、速やかに結果をまとめた内部監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告しなければならない。

(改善等の指示)

- 第12条 最高管理責任者は、前条の監査報告書により改善等の措置を講じる必要がある と認めるときは、監査対象者に対し、業務改善等の指示を行うものとする。
- 2 監査対象者は、前項の指示を受けた場合には、書面によりその改善結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(他の監査機関との調整等)

第13条 内部監査部門は、監事及び会計監査人と十分に連携しなければならない。 (監査の事務)

第14条 内部監査部門の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。